

「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について

(最終答申)

令和5年12月

大阪市路上喫煙対策委員会

## はじめに

大阪市の路上喫煙対策は、平成 19 年 4 月 1 日に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、同年 7 月に御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を路上喫煙禁止地区に指定して以降、令和 4 年 9 月 1 日の堂島公園周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）の指定まで、これまで 6 地域を禁止地区に指定し、違反行為に対し過料徴収（過料 1,000 円）を行っている。

一方、平成 20 年度からは、市民、事業者の自主的な活動と行政との協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を創設し、以降、市内全区の各地域で「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体（以下「活動団体」という。）が路上喫煙防止活動に取り組んでいる。

そのような状況の中、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）（以下「万博」という。）の開催を控え、大阪への来訪者の増加を見据えて、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図る上で、路上喫煙対策は非常に重要な課題であるとして、当委員会に対して、令和 4 年 7 月 13 日に、大阪市長から「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について、諮問された。

改正健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例の施行など、受動喫煙に対する意識や社会情勢の大きな変化に伴い、この間、路上喫煙対策の強化を求める声が多く寄せられている状況などを踏まえれば、市が「市内全域における路上喫煙禁止」に向けて取り組んでいく方向性については、一定理解できるものである。一方で、パブリック・コメントでは、実効性や私権制限等への不安の意見が多数寄せられた。こうした意見も踏まえ、市民等に対し改正内容を丁寧に説明し、ご理解いただく必要がある。

今回の諮問について、令和 4 年 10 月に「喫煙所について」中間答申をしたところであるが、その他の項目についても審議を重ね、このたび、その審議結果について、答申するものである。

## 1 市内全域における路上喫煙禁止について

市内全域の路上喫煙禁止を実現するためには、市民や事業者等の協力が不可欠であることは言うまでもなく、市民や事業者等のもとより、観光客等も含むあらゆる主体へ施策の認知度を高めるため、SNSや動画をはじめ様々な広報媒体を活用し、十分な期間をとった制度周知を図られたい。

また、路上喫煙対策に取り組むことは、快適な都市環境の確保につながり、ひいてはSDGsの目標達成<sup>\*</sup>に貢献することを積極的に打ち出すとともに、喫煙による健康への影響なども併せてPRされたい。特に、こどもへの影響を考慮し、学校近くの通学路等での対策に配慮されたい。

禁止の場所について、国や地方公共団体等が管理する道路、広場や公園等の公有地であって、不特定多数の人が多く利用する場所は当然に禁止とすべきと考える一方で、公開空地等の私有地を規制対象に加える場合は財産権の侵害につながらないように、管理権限者から申請があり大阪市が必要と認めた場合にのみ対象とするなど慎重に検討していくべきである。

私有地に設置された灰皿を利用する場合に、路上等へはみ出した状態での喫煙が懸念され、土地所有者等へ灰皿の移動等を要請する際には、単に協力を求めるだけでなく、近隣における公設喫煙所の整備検討や民間喫煙所整備の補助制度を活用したサポートを行うなど問題解消に向けた取組も視野に入れるべきである。

他都市の事例をみると、行政区域全域を路上喫煙禁止にしたことにより、私有地に入り込んでの喫煙といった迷惑行為が多く見受けられるので、先行自治体の事例も研究し、対応策について検討されたい。

そのほか、通行人が一見して道路と区別できない歩道状の公開空地など、禁止の場所との境界が分かりにくい場所については、統一した掲示物で工夫するなど分かりやすさや公平性が担保されるよう配慮されたい。

## 2 喫煙所（喫煙設備）について

令和4年10月の中間答申でも、これまでは、禁止地区6地域に限って、違反者へ過料を適用してきたところ、今後、市内全域の路上喫煙を禁止し、違反者に過料も適用していくのであれば、喫煙者に対して、これまで以上の制限を設けることになるため、市域に見合った、相当数の喫煙所の確保が必要と考えを示した。また、市内全域における路上喫煙禁止を実効あるものとするため、分煙環境の確保を目的とした喫煙所は非常に重要であり、まずは行政として公設喫煙所の設置を積極的に進めることと、併せて補助制度を活用した民間喫煙所の設置促進を求めてきたところである。

さらに、喫煙所設置場所については、商業施設等の案内サイトとの連携や検索サイトへの掲載など、利用者目線にたった喫煙所を見つけやすい周知方法を工夫されたい。

令和4年6月の「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（「堂島公園の一部及び周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」）についての答申において、閉鎖型喫煙所の効果検証や設置場所に応じた整備内容の検討をお願いしているところであるが、市内全域での路上喫煙禁止に向けて整備する喫煙所の設置状況も併せて、適宜報告されるとともに整備内容などについて必要な改善を図られたい。

また、喫煙所の配置場所や設置数は、まちづくりの状況、人の流れ、路上喫煙の状況、喫煙にかかる社会状況の変化などによって左右されるため、喫煙所設置後もしっかりと検証を継続し、閉鎖型や開放型といった設置形態についても注視しつつ、PDCAサイクルを意識して適切な配置・設置に取り組まされたい。

### 3 過料徴収及び啓発指導体制について

過料徴収にあたっては、キャッシュレス決済の浸透や徴収方法に関する国の要件緩和の動きもあることから、現金以外での徴収方法や、また他都市の動向も踏まえた過料金額の設定についても継続して検討されたい。

啓発指導にあたっては、今後、万博の開催に伴い、外国人観光客の更なる増加が見込まれることから、既に外国人への指導割合が高くなっている京都市の事例を研究するなど、効果的な対策を講じられたい。

また、幅広い年齢層へのアプローチも重要ではあるが、万博開催までの限られた時間の中で、効果的なPRをしていくためには、ターゲットを絞った広報や、事業者及び地域団体との連携による周知が効果的であると考えるので、さまざまなチャンネルと連携した手法等の活用を図りたい。

啓発指導体制については、地域の意見を集約する仕組みづくりや地域事情に詳しい区と連携した有効な巡回方法や効率的な巡回の検討を行い、市内全域での路上喫煙禁止の実効性が担保されるように運用されたい。

併せて、苦情が多いエリアのマッピングによる啓発指導への活用や民間委託の導入による啓発なども継続して検討されたい。

#### 4 「たばこ市民マナー向上エリア制度」の充実について

先に述べたように路上喫煙対策はSDGsの目標達成\*に貢献するものである。企業が路上喫煙対策に取り組むことは当該企業自体のイメージの向上につながることを積極的にPRすることや、表彰など活動への参加意欲を向上させる仕組みづくりを行うことを通じて、参加団体のすそ野を拡大してもらいたい。

なお、ボランティアが指導にまで踏み込むことによりトラブルに巻き込まれることがないように、活動内容について、しっかりと市との明確な役割分担を示したルールを定められたい。

#### 5 その他路上喫煙の防止に関することについて

##### ・効果的な啓発表示方法

表示にあたっては、市道や公園については一定の基準に基づき路面への表示を行うこと、視覚的にわかりやすい表示を一定区画ごとに表示することなど一定の基準を設けるとともに、関係部局との調整により歩道の改修等の際には表示を追加することや現在の禁止地区でも掲示されている具体的な禁止の場所を図示した地図表記なども検討のうえ、市民等に禁止地区であることが分かりやすいように必要な措置を講じられたい。

また、配布する広報物については、制度内容説明や喫煙所案内のホームページへリンクする二次元コードを表示することやSNSや動画についても積極的な活用を図られたい。

特に、外国人向けには、分かりやすいピクトグラムの使用や喫煙場所のマッピング、旅行会社等とも連携した観光客への案内物への掲載、観光客が多く立ち寄る場所への重点的な掲示等を実施していただきたい。

- ・加熱式たばこの取扱い

加熱式たばこは、たばこ葉を原料としており、健康増進法でも規制対象とされていることに準拠して、市内全域での路上喫煙禁止にあたっては、規制対象に加えることに異論はない。

たばこ葉を原料とするものといったような分かりやすい表現で、規制対象に加えることの周知を図られたい。

併せて、加熱式たばこにも紙巻たばこと同様に有害物質が含まれ、健康に悪影響を及ぼす可能性が否定できないことをしっかりPRしてもらいたい。

なお、健康増進法では規制対象とされていない電子たばこを、市条例で独自に規制の対象に加えるには、健康への影響など追加的なデータの蓄積と議論を要するものと本委員会では整理したことを申し添える。

## 6 その他

「市内全域における路上喫煙禁止」は、安全・安心できれいなまちづくりの推進につながり、市民だけでなく、国内外からの来阪者にも大阪のまちに好印象をもってもらえるものと期待している。

引き続き、大阪市において関係部局が連携を密にして取組を推進するとともに、市民の参画や事業者と連携した取組を一層推進し、国際観光都市大阪にふさわしい路上喫煙やポイ捨てのないまちづくりに邁進されたい。

## 大阪市路上喫煙対策委員会 開催状況

令和4年	7月	13日	(水)	第39回	委員会 (諮問)
	8月	3日	(水)	第40回	委員会
	9月	13日	(火)	第41回	委員会
	11月	21日	(月)	第42回	委員会
令和5年	1月	10日	(火)	第43回	委員会
	3月	22日	(水)	第44回	委員会
	5月	15日	(月)	第45回	委員会
	7月	11日	(火)	第46回	委員会
	11月	1日	(水)	第47回	委員会

## ※ SDGsの目標達成

